

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準

<大阪芸術大学学則（抜粋）>

第3章 教育課程及び履修方法

（授業科目）

第13条 本大学の授業科目は、教養科目、専門教育科目及び専門関連科目に分け、4年次にわたって配当する。

2. 前項に定める授業科目の種類、名称、単位数については、別表1の通りとする。
3. 学生は、他学科の専門教育科目を履修することができる。

（授業の方法）

第13条の2 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3. 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
4. 第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（卒業の要件）

第14条 本大学を卒業するためには、4年以上在学し、別に定める履修方法に従って計124単位以上を修得しなければならない。

2. 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第13条の2の第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

（単位数の計算方法）

第15条 授業科目の単位計算については、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
但し、音楽学科及び演奏学科における個人指導による実技については、30時間の授業をもって4単位とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらの学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（試験）

第18条 前、後期の学期末には、履修科目の試験を行う。但し、平常成績をもって試験に代えることを認められた授業科目については、この限りではない。

2. 前項の学期末試験の他に、臨時に試験を行うことがある。
3. 正当な理由により受験できなかった者には、教授会の議を経て追試験を行うことが

できる。

(試験の方法)

第19条 試験の方法は、筆記試験又は実技とする。但し、授業科目によっては論文等の提出をもって筆記又は実技に代えることができる。

2. 試験の実施等に関するその他の規程は、別に定める。

(試験の評点)

第20条 試験の成績は100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。

その評点は次の通りとする。

100点	～	90点	秀
89点	～	80点	優
79点	～	70点	良
69点	～	60点	可
59点以下			不可

(単位の授与)

第21条 履修科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2. 前項の規定により与える単位の認定時期は、原則として学年度末とする。但し、特別の事情がある場合には、学期末とすることができる。

第4章 卒業及び学位授与

(卒業の認定)

第24条 第14条に定める卒業要件を満たした者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2. 卒業の認定時期は、学年度末とする。但し、特別の事情がある場合には、学期末とすることができる。

(学士の学位)

第25条 卒業を認定した者には、卒業証書・学位記を授け、学士(芸術)の学位を授与する。

但し、初等芸術教育学科については学士(芸術教育)の学位を授与する。

2. 学位及びその授与等については、別に定める。

附 則

本学則は、令和4年4月1日から改定実施する。

<大阪芸術大学大学院学則(抜粋)>

第3章 教育方法等

(教育方法等)

第11条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成並びに作品の制作・技術・技能等に関する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目)

第12条 研究科の専攻及び課程に応じ、教育上必要な授業科目を開設し、これらの履修方法は研究科において定める。

2. 授業科目及び単位数は、別表1、別表2、別表3のとおりとする。

(授業の方法)

第12条の2 授業は、講義、演習等により又はこれらの併用により行うものとする。

2. 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。但し、特に必要と認められた場合に限る。

3. 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。但し、特に必要と認められた場合に限る。

4. 第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位数)

第13条 授業科目の単位数は次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、音楽関係における個人指導による実技については、30時間の授業をもって4単位とする。

(3) 前項の規定に関わらず、別に定める科目については必要な学修をもって所定の単位とする。

(単位の認定)

第14条 学長が必要と認めるときは、学部の授業を履修し、これを第22条に規定する単位数に充当することができる。

第15条 学長が認めた場合は、本学大学院に入学する前に他の大学院、外国の大学院の授業科目を履修した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を10単位数を超えない範囲で、これを第22条に規定する単位数に充当することができる。

第16条 後期課程においては、学長が認めた場合、他の大学院等または外国の大学院等とあらかじめ協議の上、当該大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。

第4章 課程の修了及び学位の授与

(試験及び評価)

第18条 履修した各授業科目の合否は、筆記試験もしくは口頭試問または研究報告によって決定する。

2. 成績は授業科目ごとに決定し、60点以上を合格とする。

その評価は次のとおりとする。

100点～90点 秀

89点～80点 優

79点～70点 良

69点～60点	可
59点以下	不可

(学位論文の提出)

第19条 前期課程に1年以上在学し、所定の単位を修得した者は、修士論文または修士作品を研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。ただし、本学大学院前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文の一部に代えることができる。

第20条 後期課程に2年以上在学した者は、本学大学院芸術研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、博士論文（芸術制作研究分野においては研究作品、研究上演、研究演奏等を含んだものを博士論文という。）を研究科長に提出し、最終試験を受けることとする。

2. 後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前項の規定にかかわらず、退学後においても研究科委員会の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。
3. 博士の課程を経ていない者が、博士学位請求論文を提出しようとする場合には、博士論文及び必要関連書類を添えて大阪芸術大学学長宛に提出するものとする。学長は直ちにこれを研究科委員会に付託し、当該学位申請論文受理の可否について諮問する。
4. 研究科委員会の審議に基づき、学長がこれを受理した場合には、学長はその審査を研究科委員会に付託する。

(学位論文の審査等)

第21条 学位論文の審査及び最終試験の可否は、研究科委員会が、審査委員会を設け、その報告に基づいて決定する。

2. 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。
3. 各専攻に、学位論文（作品）における評価基準を設定する。詳細は別表10に定める。

(前期課程の修了)

第22条 前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科の定めるところにより、38単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または修士作品の審査及び最終試験に合格することとする。

(後期課程の修了)

第23条 後期課程の修了要件は、前期課程（修士課程）を修了後、後期課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、芸術文化学研究分野においては12単位以上、芸術制作研究分野においては14単位以上をそれぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修士の学位)

第25条 前期課程を修了した者には、研究科委員会の議を経て、学長が次の学位を授与する。

芸術文化学専攻 修士（芸術文化学）

芸術制作専攻 修士（芸術）

（博士の学位）

第26条 後期課程を修了した者には、研究会委員会の議を経て、学長が次の学位を授与する。

芸術専攻 博士（芸術文化学）

博士（芸術）

附 則

本学則は、令和4年4月1日から改定実施する。

<大阪芸術大学芸術学部履修規程（抜粋）>

第5章 単位の授与

（成績の評価）

第17条 2. 学則第20条に定める試験の評点については、別表15の成績基準に則り評価するものとする。

別表15 成績評価基準

【令和2（2020）年度以降入学生】

評価	評点	基準
秀	100～90	学修成果が極めて高く認められ特に優れた成績を修めている
優	89～80	学修成果が高く認められ優れた成績を修めている
良	79～70	学修成果が認められ良好な成績を修めている
可	69～60	学修成果が認められ最低限の基準を満たした成績を修めている
不可	59以下	学修成果が認められず最低限の基準を満たしていない成績である
認	認定	入学前や他大学等で修得した単位 学修成果により成績の付与なく認められる単位

【令和元（2019）年度以降入学生】

評価	評点	基準
優	100～80	学修成果が高く認められ優れた成績を修めている
良	79～70	学修成果が認められ良好な成績を修めている
可	69～60	学修成果が認められ最低限の基準を満たした成績を修めている
不可	59以下	学修成果が認められず最低限の基準を満たしていない成績である
認	認定	入学前や他大学等で修得した単位 学修成果により成績の付与なく認められる単位

<大阪芸術大学大学院研究科規程（抜粋）>

第2章 前期課程

（単位の授与）

第7条 3. 大学院学則第18条に定める試験の評点については、別表12の成績基準に則り評価するものとする。

第3章 後期課程

（単位の授与）

第15条 単位の授与は第7条の規定を準用する。

別表12 成績評価基準

【令和2（2020）年度以降入学生】

評価	評点	基準
秀	100～90	学修成果が極めて高く認められ特に優れた成績を修めている
優	89～80	学修成果が高く認められ優れた成績を修めている
良	79～70	学修成果が認められ良好な成績を修めている
可	69～60	学修成果が認められ最低限の基準を満たした成績を修めている
不可	59以下	学修成果が認められず最低限の基準を満たしていない成績である
認	認定	入学前や他大学院等で修得した単位 学修成果により成績の付与なく認められる単位

【令和元（2019）年度以降入学生】

評価	評点	基準
優	100～80	学修成果が高く認められ優れた成績を修めている
良	79～70	学修成果が認められ良好な成績を修めている
可	69～60	学修成果が認められ最低限の基準を満たした成績を修めている
不可	59以下	学修成果が認められず最低限の基準を満たしていない成績である
認	認定	入学前や他大学院等で修得した単位 学修成果により成績の付与なく認められる単位